

## 1 事業名

# 生徒指導専任指導主事の派遣

## 2 紹 介

この事業は市町村教育委員会の設置する幼稚園・小学校・中学校・高等学校における生徒指導体制の充実・強化を図り、千葉県教育委員会が生徒指導専任の指導主事（以下「専任指導主事」という。）を学校に派遣して指導・助言・支援を行い、学校教育における生徒指導の推進を図るものです。

職務内容等は以下のとおりです。

- （１）専任指導主事は、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の学校生活への適応、将来の社会的自立に向けた支援、生徒指導体制の確立及び教育相談活動の充実等に関し、指導・助言・援助を行うものとする。
- （２）専任指導主事は、職務を遂行するために概ね次のような活動を行うものとする。
  - ア 教育事務所管内の学校の生徒指導に関する事務に専ら従事する。
  - イ 一定の期間、特定の学校に対して生徒指導に関する指導・助言を行う。
  - ウ 生徒指導に関する研修会及び会議並びに教育事務所長が計画した学校訪問等に参加する。
  - エ 不登校児童生徒支援推進校等への指導、助言を行う。
  - オ 訪問相談担当教員への相談・指導、助言を行う。

## 3 お願いしたいこと

- ・長期にわたる派遣に限らず、単発、短期に派遣できます。
- ・若手、初めての生徒指導主任に対し、指導・助言ができます。

※市教委の担当指導主事に早目に御連絡をしていただき、相談してください。